

議案第 27 号

三田市農業共済事業の特別積立金の取崩しについて

農業共済事業の家畜共済に係る特別積立金について、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 127 条の規定による損害防止事業に要する費用の支払に充てるため、下記のとおり取り崩すに当たり、三田市農業共済条例（平成 30 年三田市条例第 42 号）第 140 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

記

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1 取崩額 | 1,000,000 円以内 |
| 2 取崩しの理由 | 平成 31 年度家畜共済において損害防止事業を実施するため。 |